

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	掛川市

掛川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 静岡県掛川市役所 農林課
所在地 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1
電話番号 0537-21-1147
FAX 番号 0537-21-1212
メールアドレス norin@city.kakegawa.shizuoka.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・カラス・アナグマ・ハクビシン・タヌキ・キツネ・サル
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	静岡県掛川市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	374	2,876
	果樹・野菜・いも類	232	3,727
	その他	78	1,670
ニホンジカ	水稲	231	1,882
	果樹・野菜	39	473
	その他	18	377
カラス	果樹・野菜	—	—
アナグマ	果樹・野菜	—	—
ハクビシン	果樹・野菜	67	660
	その他	4	71
タヌキ	果樹・野菜	5	48
	工芸作物	12	252
キツネ	果樹・野菜	—	—
サル	果樹・野菜	1	16

(2) 被害の傾向

<p>本市は、北部に位置する掛川市、南部に位置する大東町、大須賀町の1市2町が合併し、平成17年4月に誕生した。</p> <p>北部は標高832mの八高山をはじめとする山間地が連なり、中央部には標高264mの小笠山がある。南部は平地が開け、遠州灘へと至り、東西約10kmの砂浜が広がっている。</p> <p>北部では、平成14年頃からイノシシによる農作物被害が深刻化している。主な被害は水稲や野菜(イモ類等)の食害や踏み倒し、農地の掘り返し等で、以前は収穫期である9～10月に増加していたが、近年では食物を求めて一年を通じて被害が発生している。また、野生イノシシによるCSF感染が確認された後、一時的に捕獲や目撃された個体数が減少となったものの、現在では住宅敷地内にある家庭菜園等への被害も確認されるなど、昼夜を問わず人里の生活圏まで出没しており、人的被害も懸念される。さらに、北部に集中していたイノシシによる被害は、近年では中心市街地や小笠山を含む大東、大須賀の両地域にも見られ、市内全域へ拡大している。</p> <p>ニホンジカにおいては、北部地域における農作物及び森林への被害が発生している。主には水稲・野菜等の食害と樹皮剥離被害による生育障害である。また、中山間地域の住宅敷地内まで出没が見られ、車両等への事故被害も発生し、捕獲頭数も爆発的な増加となっている。</p> <p>アナグマ・ハクビシンにおいては、主に南部地域の露地野菜、果樹等への被害が平成27年から顕著に発生している。また、民家や敷地内への侵入により、生活環境・衛生環境への影響の拡大が懸念されている。</p>

カラスにおいては、主に市内南部での目撃情報を基に今後の増加が見込まれ、野菜等の食害が懸念されている。

タヌキにおいては、令和3年度に初めての捕獲実績があり、以降、被害防止目的の捕獲が増加傾向にある。

キツネ・サルにおいては、目撃情報を基に今後の増加が見込まれ、野菜等の食害が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
イノシシ	被害金額 8, 273千円	被害金額 7, 445千円
	被害面積 684 a	被害面積 615 a
ニホンジカ	被害金額 2, 732千円	被害金額 2, 459千円
	被害面積 288 a	被害面積 259 a
カラス	—	—
アナグマ	—	—
ハクビシン	被害金額 731千円	被害金額 658千円
	被害面積 71 a	被害面積 64 a
タヌキ	被害金額 300千円	被害金額 270千円
	被害面積 17 a	被害面積 16 a
キツネ	—	—
サル	被害金額 16千円	被害金額 15千円
	被害面積 1 a	被害面積 1 a
合計	被害金額 12, 052千円	被害金額 10, 847千円
	被害面積 1, 061 a	被害面積 955 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠猟友会へ被害防止目的の捕獲事業を委託している。 ・市は狩猟免許取得者で箱わなを購入する農家等に対し、購入費用の3分の1以内で上限を10万円とし、補助金を交付している。 ・被害防止目的の捕獲への協力を確約した者に対し、狩猟免許取得費の一部（予備講習会受講料と狩猟免許試験手数料）を2分の1以内で補助している。 ・掛川市有害鳥獣被害防止対策協議会で購入した箱罠について実施隊や区への貸し出しを行っている。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金緊急捕獲活動支援事業を活用した捕獲活動経費の補助を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地域が広範囲に及ぶため、効率的な捕獲体制の確立が必要である。 ・狩猟免許取得者（特に第1種銃猟免許）の高齢化と減少により、被害防止目的の捕獲事業の委託先である猟友会の負担が増大している。 ・捕獲活動には地域住民の理解と協力が不可欠であることから、行政・猟友会・地域との連携を深めていくことが必要である。

防護柵の設置等に関する取組	市内にある自己の農地(借地を含む)を守るため、電気柵等の侵入防止柵を導入する農家等に対し、市は購入費用の3分の1以内で上限を10万円とし、補助金を交付している。	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の管理や有害鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残さ等の適切な処理の徹底。 ・農業者にとって、設置費用や高齢化による労力の負担が大きい。 ・侵入防止柵設置後の管理指導が必要である。
生息環境管理その他取組	鳥獣等の習性等について研究し知見を深め、情報発信や啓発を行うことにより、市民の野生動物の生息環境管理に関する意識を高めている。	鳥獣の習性等に関する周知を図るには、自分事として捉えることができるような啓発方法を研究し、粘り強く訴えていくことが必要である。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度の被害軽減目標は、令和5年度被害面積及び金額の10%減とする。 ・捕獲に従事する者の高齢化と減少が課題であったため、平成21年度から免許取得費用の補助金を交付したところ、わな免許取得者が増加した。今後も、狩猟免許取得費用の助成を継続し、周知を図るとともに狩猟資格者の支援に努める。 ・侵入防止柵の設置に対する助成制度を推進する。 ・本計画の対象鳥獣以外についても、被害が発生した場合は、速やかに被害防止対策や捕獲を実施する。 ・主な被害地域に対し、被害防止対策の学習会及び啓発活動と併せ、捕獲体制の強化を図る。 ・有害鳥獣のエサ場や隠れ家となる耕作放棄地や里山の適切な管理方法について指導を行う。 ・未収穫農作物等の早期処理を啓発し、鳥獣を寄せ付けない環境作りの指導を行う。 ・地域の実状にあった侵入防止柵の導入を推進する。 ・農業者、農協、猟友会、行政との連携による被害状況等情報の共有化を図る。 ・鳥獣等の習性等について情報発信や啓発を行うことにより、市民の鳥獣害防除に対する意識を高める。 ・実施隊が受講する研修等の機会を増やし、得た知識を市民へ広く情報提供する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	<p>今後も小笠猟友会へ協力を依頼し、被害防止目的の捕獲の委託を継続する。</p> <p>市対策協議会で購入した箱ワナを被害防止捕獲許可者へ貸与し、効果的な捕獲を行う。</p> <p>ただし、被害の増大・広域化等により、小笠猟友会での対応が困難になった場合は「鳥獣被害対策実施隊」による捕獲を行う。</p> <p>これまで出沒がなかったエリアでの新たな鳥獣の出沒が見られた場合には、市民への防除指導や啓発等を迅速に行うことができるよう体制を構築する。</p>
8年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ	同上

	ハクビシン タヌキ キツネ サル	
9年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	被害地域住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲が行えるよう小笠猟友会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 また、隣接する市町とも連携し、同時期での被害防止目的の捕獲を実施するなど、効率的な駆除体制を確立する。 また、県で実施する管理捕獲との連携について、協議を進めながら可能な範囲で対策を進めていく。 市民への情報提供として、狩猟免許取得に係る講習会や試験に関する情報提供と併せて、免許取得・更新に係る経費の助成について周知等を積極的に行い、捕獲従事者の確保を図る。
8年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上
9年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

※捕獲実績

捕獲鳥獣 (被害防止目的の捕獲分)	捕獲実績		
	令和3年度	4年度	5年度
イノシシ	452頭	357頭	501頭
ニホンジカ	28頭	209頭	326頭
カラス	0羽	0羽	49羽
アナグマ	19頭	13頭	51頭
ハクビシン	46頭	51頭	53頭
タヌキ	75頭	89頭	132頭
キツネ	3頭	4頭	11頭
サル	0頭	0頭	0頭

イノシシの捕獲については、被害の発生に応じて被害防止目的の捕獲を小笠猟友会に委託している。捕獲実績は、令和3年度は452頭、令和4年度は357頭、令和5年度は501頭であった。豚熱流行後も猟友会による捕獲を継続した結果捕獲数は減少傾向であったが、令和6年度に入り再び増加傾向にあることを踏まえ、令和7年度以降の捕獲計画数は各年度600頭とする。

ニホンジカの捕獲については、令和4年度から前年の10倍と爆発的に増加し、その後も増加傾向にあるため、令和7年度以降の捕獲計画数は各年度600頭とする。

アナグマ・ハクビシンについては出没・被害情報が引き続き報告されており、増加傾向にあるため、令和7年度以降の捕獲計画数は各年度100頭とする。

カラスの捕獲についてもイノシシ同様で小笠猟友会に委託している。捕獲実績は、令和3・4年度は0羽であったが、導入した鳥類用の捕獲檻による捕獲を強化したことから令和5年度には49羽と捕獲数が増加しているため、令和7年度以降の捕獲計画数は各年度100羽とする。

タヌキにおいては、令和3年度に75頭、令和4年度に89頭、令和5年度は132頭と増加傾向にあるため、令和7年度以降の捕獲計画数は各年度200頭とする。

キツネ・サルにおいては、目撃情報を基に今後の増加が見込まれ、野菜等の食害が懸念されるため、令和7年度以降の捕獲計画は各年度30頭とする。

対象鳥獣 (被害防止目的の捕獲分)	捕獲計画数等		
	令和7年度	8年度	9年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭
カラス	100羽	100羽	100羽
アナグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
キツネ	30頭	30頭	30頭
サル	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容	
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	銃や箱わな等による駆除の実施 実施時期：毎年度4月1日～3月15日 実施場所：市内の被害地域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現時点ではライフル銃及び特定ライフル銃による捕獲は実施を検討していない

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
掛川市内	権限委譲済

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	市単独事業にて、防護柵設置に係る経費に対して補助金を交付し、市内における鳥獣害防除体制を強化する。		
	令和7年度	8年度	9年度
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供
備考	市単独事業 予算3,800千円 より効果的な侵入防止柵や手法を周知し、被害の減少を目指す。	市単独事業 予算3,800千円 より効果的な侵入防止柵や手法を周知し、被害の減少を目指す。	市単独事業 予算3,800千円 より効果的な侵入防止柵や手法を周知し、被害の減少を目指す。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	8年度	9年度
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

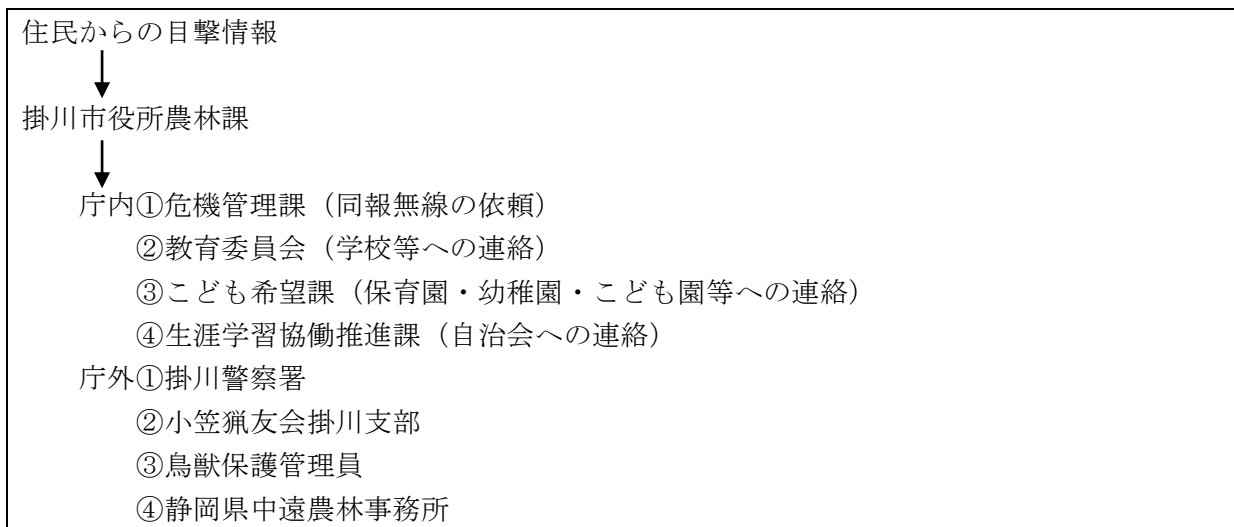
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	<p>主な被害地域に対する被害防止対策に関する啓発及び学習会活動を実施し、鳥獣を耕作地に近づけない環境作りの徹底と捕獲体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣のエサ場となる耕作放棄地や里山の適切な管理指導。 ・未収穫農作物の早期処理等、鳥獣を寄せ付けない環境作りの指導。 ・防護設備の導入の推進。 ・狩猟免許取得者に対する取得費用の金銭的支援、狩猟免許試験及び取得費用の金銭的支援制度を市広報紙や口頭により周知並びに免許取得勧奨。 ・現在、15地区で組織している地区有害鳥獣対策委員会を他の地区でも組織するように推進し、地区全体として被害防止対策を強化していく。
8年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上
9年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
掛川市	被害防止目的の捕獲の許可 県、猟友会及び警察等と連携し、市民への周知等を行う。
静岡県中遠農林事務所	有害鳥獣に関する助言・指導
小笠猟友会掛川支部	被害防止目的の捕獲の実施
小笠猟友会大東支部	被害防止目的の捕獲の実施
掛川警察署 生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理は埋設又は焼却を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。焼却にあたっては、市で業者に委託し処理に係る費用は市で負担する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現時点では取り組みなし
ペットフード	現時点では取り組みなし
皮革	現時点では取り組みなし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現時点では取り組みなし

(2) 処理加工施設の取組

現時点では取り組みなし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点では取り組みなし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	掛川市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
掛川市役所	協議会の運営・提言
静岡県中遠農林事務所	鳥獣被害防止と駆除に関する助言・指導
掛川市農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導・情報提供
遠州夢咲農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導・情報提供
掛川市地区区長（被害地域等）	被害状況等の情報提供と対策への協力
掛川市農業委員	被害状況等の情報提供と対策への協力
小笠猟友会掛川支部	被害防止目的の捕獲の実施
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年9月より狩猟免許を取得している市職員及び猟友会による「鳥獣被害対策実施隊」を組織し、野生鳥獣による被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲や防除に関する啓発・指導・助言を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求める。特に主な被害地域に対する被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取組を進めていく。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民への啓蒙や共同作業

- 被害防止対策に対して実施隊、猟友会、地区と連携し、課題意識を高めるための学習会等の開催を進める。

捕獲や電気柵への安全対策

- 被害防止目的の捕獲許可の際には、周辺住民への周知を徹底し、ワナの設置にあたっては看板等による注意喚起を確実に行うよう捕獲従事者へ指導するとともに、捕獲従事者の事故防止のための正しい知識の周知に努める。
- 電気柵等の設置補助申請者に対し、正しい設置方法や維持管理等を示したチラシを配布し、事故や危険防止に努めるなど、電気柵等の設置に当たっては、各種法令を遵守した設置をするよう周知する。

情報収集

- 県や国等が開催する研修等を受講し、市民への防除の啓発に繋げる。